

○自治医科大学学位規程

(平成 15 年規程第 49 号)

改正 平成 18 年規程第 7 号 平成 21 年規程第 17 号
平成 24 年規程第 13 号 平成 25 年規程第 43 号
平成 27 年規程第 15 号

自治医科大学学位規程(昭和 57 年 12 月 22 日制定)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条並びに自治医科大学学則(昭和 47 年 2 月 5 日制定。以下「学則」という。)第 25 条及び自治医科大学大学院学則(昭和 53 年 3 月 24 日制定。以下「大学院学則」という。)第 15 条の規定に基づき、自治医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

学部・学科又は研究科・課程		学位の種類
医学部	医学科	学士(医学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
医学研究科	修士課程	修士(医科学)
医学研究科	博士課程	博士(医学)
看護学研究科	博士前期課程	修士(看護学)
看護学研究科	博士後期課程	博士(看護学)

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則の定めるところにより医学部又は看護学部を卒業した者に授与する。

第 4 条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより医学研究科修士課程又は看護学研究科博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士(医学)の学位は、大学院学則第 14 条の規定により論文の審査に合格し、かつ、本学大学院医学研究科博士課程修了者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

(学位の申請)

第 5 条 第 3 条の規定により学位を受けようとする者は、学位の申請を要しない。

2 前条第 1 項及び第 2 項の規定により学位を受けようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書を添えて、自治医科大学学長(以下「学長」という。)に提出しなければならない。

3 前条第 3 項の規定により学位を受けようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書並びに審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

4 前 2 項に定めるほか学位申請に係る必要な事項については、別に定める。

5 第 2 項及び第 3 項の規定により提出された学位申請書等及び納付された審査手数料は、返還しない。

(研究科委員会への付託)

第 6 条 学長は、学位論文を受理したときは、その審査を、学位を受けようとする者が属する研究科の研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に付託するものとする。

(審査委員会の設置)

第 7 条 研究科委員会は、前条の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該学位論文を審査するため、当該研究科の教員 3 名以上で構成する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の委員は、研究科委員会が指名するものとする。

3 研究科委員会が必要と認めたときは、第 1 項に規定する委員に加え、他の大学院、研究所等の教員等 1 名を審査委員会の委員とすることができる。

(審査並びに最終試験及び試問)

第 8 条 審査委員会は、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により学位を受けようとする者について、学位論文の審査を行うとともに、これに関連する科目について最終試験を行うものとする。

2 審査委員会は、第 4 条第 3 項に規定により学位を受けようとする者について、専攻学術において本学大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有するか否かを確認するための試問を行うものとし、外国語試験を課すものとする。

3 最終試験及び試問は、口頭又は筆答による。

(審査期間)

第 9 条 学位論文の審査及び最終試験並びに試問は、学位申請書を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第 10 条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は試問を終了したときは、これらの結果に意見を付して研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 11 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

(学長への報告)

第 12 条 研究科委員会は、前条の議決を行ったときは、速やかに学位論文に論文審査及び最終試験又は試問の成績並びに決議の結果を付して学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 13 条 学長は、前条の報告に基づき、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による者については、課程修了の可否を、同条第 3 項の規定による者については、その学位論文の可否を決定し、課程の修了又は学位論文の合格を決定した者には学位を授与し、不合格を決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第 14 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第 15 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文の閲覧を求められたときは、速やかに閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第 17 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位授与報告書により当該学位を授与した日から 3 月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消)

第 18 条 本学大学院の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき。

(学位記の様式)

第 19 条 学位記の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までに定めるものとする。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、学位について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規程第 7 号)

この規程は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 17 号)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、第 4 条第 2 項の規定により学位を受けようとする者については、平成 21 年度入学者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年規程第 13 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 43 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 第 3 条の規定により授与する学位記(第 20 条関係)

卒業証書・学位記

[別紙参照]

別記様式第 2 号 第 4 条第 1 項の規定により授与する学位記(第 20 条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第 3 号 第 4 条第 2 項の規定により授与する学位記(第 20 条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式第 4 号 第 4 条第 3 項の規定により授与する学位記(第 20 条関係)

学位記

[別紙参照]